



税務課からの
お知らせ

平成18年度国民健康保険税の税率が決定しました。

決定

毎年、税率については、その年度に見込まれる医療費から、病院で払う窓口負担と国などの補助金を差し引いた分を、国保加入者数とその所得等に応じた、公平な負担が決められます。

本年度の医療給付費分については、4月の診療報酬の減額改正や、10月からの自己負担額の改正による医療費の伸びを見込み、景気低迷の長期化により課税所得金額が大幅に落ち込んだことから、見直しを行いました。

また、介護納付金分については、社会保険診療報酬支払基金に支払う納付金額が減額されましたので、一人当たりの税率も減額されました。

皆さんから納めていただく保険税は、医療費等の支払いに大切な財源です。納期内に必ず納付をお願いします。



1. 税率について

① 医療給付費分(限度額53万円)

	所得割額 (前年中の所得額に対して)	均等割額 (国保加入者一人当たり)	平等割額 (一世帯あたり)
平成17年度	10.20%	28,000円	34,000円
平成18年度	10.70%	27,000円	31,000円
増減	0.50%	△1,000円	△3,000円

② 介護納付金分(介護保険第2号被保険者(40歳から64歳まで))(限度額9万円)

	所得割額 (前年中の所得額に対して)	均等割額 (国保加入者一人当たり)	限度額
平成17年度	1.90%	13,500円	80,000円
平成18年度	1.60%	11,500円	90,000円
増減	0.30%	△2,000円	10,000円

2. 納期について

国民健康保険税の納期は、5月から2月までの10期で、1期から3期は仮課税とし、8月に本算定を行い、4期から10期で年税額を調整することとなります。

区分	仮課税※1			本算定後※2						
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納付月	5月	6月	7月	8月(本算定)	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※1 仮課税:その年の8月1日を本算定日としていますので、1期から3期までは前年度の年税額を10期で割った相当額が1期分として課税されます。

※2 本算定後:税率の決定によりその年の年税額が決定されます。

年税額より仮課税額を差し引き、残りの税額を4期から10期までの納期で納めることとなります。

3. 平成18年度税制改正に伴う国保税の算定における経過措置について

住民税の税制改正(65歳以上に係る公的年金等控除金額の引き下げ)に伴い、国民健康保険税の算定における経過措置として公的年金特別控除(13万円)が新たに設けられました。

65歳以上公的年金所得者の場合	
H17年度	公的年金所得額 = 公的年金収入額 - 公的年金控除額(140万円)
	軽減判定所得額 = 公的年金所得額 - 150,000円
H18年度	公的年金所得額 = 公的年金収入額 - 公的年金控除額(120万円) - 公的年金特別控除額(13万円)
	軽減判定所得額 = 公的年金所得額 - 150,000円 - 公的年金特別控除額(13万円)

【問い合わせ先】 国民健康保険について 阿蘇市役所保健課 国保老人係 TEL 22-3167
国民健康保険税について " 税務課 市民税係 TEL 22-3148